

次の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年8月5日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和4年度地元の食をテーマとした中央日本四県周遊促進企画事業

### (2) 業務目的

中部横断自動車道の全線開通（令和3年8月29日）による交通アクセス向上を契機に、地域の食を活用し、中央日本四県（静岡県、山梨県、長野県、新潟県）域内の周遊促進と域外からの誘客を図る。

### (3) 契約限度額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで（感染状況や事業実施状況等によって、事業の変更、中止の可能性のあることに留意すること。）

## 3 応募資格

次の(1)から(8)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

- (8) 静岡県における一般業務委託に係わる競争入札参加資格を有すること

#### 4 手続等

- (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館11階  
静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課  
電話番号 054-221-3696

- (2) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和4年8月5日（金）から令和4年8月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）  
午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県観光交流局ホームページ上

- (3) 提出書類等

ア 提出書類 公募要領による。

イ 提出期限 参加表明書：令和4年8月17日（水）午後5時まで 郵送又は持参（必着）  
企画提案書：令和4年8月25日（木）午後4時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

- (4) プレゼンテーション

ア 日時 令和4年9月5日（月）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内の指定した場所

#### 5 契約方法

選定された契約予定者と業務内容について、履行条件などの協議を行い、これが整った後に契約手続きを行うものとする。協議が整った場合に当事業者から見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託業務を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

#### 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

- (2) 企画提案は1者につき1案とする。

- (3) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

- (4) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施に当たっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。

- (5) 契約書作成を要する。

- (6) 本要綱に記載の予算額は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において予算や諸事情によって変更する場合がある。

- (7) 企画提案書の提出後、辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

- (8) 本契約により制作された制作物の著作権は、原則として委託者に帰属することとし今後実施する他の事業において使用する場合があります。
- (9) 本委託業務は、本県内及び山梨県、長野県、新潟県の新型コロナウイルスの感染拡大状況等を踏まえ、事業の変更、中止があり得る。